

## 個人の皆様

### 1 寄付書の送付

「寄付書」の所定の項目をご記入の上、本学園へご送付ください（郵送、窓口持参）



### 2 寄附金のお振り込み

本学園指定の銀行口座にお振り込み下さい。



### 3 寄付金受領書のお受け取り

寄付金のご入金の確認ができ次第、「寄付金受領書」と「特定公益増進法人の証明書（写）」をお送りいたします。



### 4 確定申告の手続き

学校法人四徳学園は、寄付金募集について、文部科学省から特定公益増進法人の証明書交付を受けております。

寄付された翌年、「寄付金受領書」と「特定公益増進法人の証明書（写）」を添えて確定申告することにより、税制上の優遇措置を受けることができます。

## 税制上の優遇措置

### 【1】所得税控除

$$\begin{array}{c} \text{課税所得} \\ \swarrow \quad \searrow \\ \boxed{\text{総所得}} \quad - \quad \boxed{\text{寄付金合計額} (\ast 1) \quad - \quad 2,000 \text{円}} \quad \times \quad \boxed{\text{税率} (\ast 2)} \quad = \quad \boxed{\text{税額}} \end{array}$$

※1 寄付金の合計額が総所得の40%を超える場合には、40%相当額が限度額となります。

※2 所得に応じた税率（5～40%）。